

各支給認定保護者の皆様

新潟えきなかこども園

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績を御報告するものです。
（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

新潟えきなかこども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和6年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	232,030	232,030	212,380
5月	285,550	226,980	207,330
6月	281,870	223,300	203,650
7月	281,870	223,300	203,650
8月	281,870	223,300	203,650
9月	282,980	224,410	204,760
10月	284,200	225,630	205,980
11月	285,550	226,980	207,330
12月	285,550	226,980	207,330
1月	285,550	226,980	207,330
2月	285,550	226,980	207,330
3月	295,480	236,910	217,260

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	244,080	237,010	149,810	142,740	99,960	92,890	81,460	74,390
5月	244,080	237,010	149,810	142,740	99,960	92,890	81,460	74,390
6月	244,080	237,010	149,810	142,740	99,960	92,890	81,460	74,390
7月	244,080	237,010	149,810	142,740	99,960	92,890	81,460	74,390
8月	243,950	236,880	149,680	142,610	99,830	92,760	81,330	74,260
9月	243,830	236,760	149,560	142,490	99,710	92,640	81,210	74,140
10月	243,730	236,660	149,460	142,390	99,610	92,540	81,110	74,040
11月	243,730	236,660	149,460	142,390	99,610	92,540	81,110	74,040
12月	243,730	236,660	149,460	142,390	99,610	92,540	81,110	74,040
1月	243,730	236,660	149,460	142,390	99,610	92,540	81,110	74,040
2月	243,730	236,660	149,460	142,390	99,610	92,540	81,110	74,040
3月	261,000	253,930	166,730	159,660	116,880	109,810	98,380	91,310

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注) 副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途240×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,800を追加。